

令和元年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

令和元年12月16日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 4 号 令和元年度西郷村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 議案第 7 3 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 7 4 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 6 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 7 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例
- 日程第 7 議案第 7 8 号 西郷村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 9 号 西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 0 号 西郷村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 1 0 議案第 8 1 号 社会資本整備総合交付金事業平成 3 1 年度施工鶴生橋橋梁補修工事（第 3 期）請負変更契約について
- 日程第 1 1 議案第 8 2 号 財産の減額貸付について
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 令和元年度西郷村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 令和元年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 令和元年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 令和元年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件
- 日程第 1 7 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
- 請願第 5 号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書
- ・産業建設常任委員会
- 陳情第 3 号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情
- 追加日程第 1 発議第 8 号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 9 号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について
- 日程第 1 8 議員派遣の件
- 日程第 1 9 閉会中における継続調査の結果について

- 日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 1 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 2 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 3 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 4 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 2 5 閉会

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	参事兼 会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船貞君	企画政策課長	福田修君
財政課長	田中茂勝君	税務課長	伊藤秀雄君
参事兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福祉課長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参事兼 建設課長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川晃君	参事兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（真船正康君） 10番秋山和男君。

○10番（秋山和男君） 10番。

議事進行について。

9月第3回定例会において取り下げられました消費税関連8議案について、その後のような対応をとられたのか、議会に対しての何ら説明がありません。

取り下げを行った理由並びに今定例会に上程しなかった理由について、議長に対し説明があったのか伺い、議会に対しても説明すべき考えであると思っておりますので、議事進行発言といたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時07分）

○議長（真船正康君） 10番秋山議員より、第3回の定例会で8議案の取り下げについて、議長は説明を受けたかの質問に対して、議長は聞いておりませんという答えです。
10番秋山和男君。

○10番（秋山和男君） はい、了解です。

○議長（真船正康君） 以上でよろしいですか。

（「はい」という声あり）

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 早速、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第72号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第72号「専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 令和元年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり承認されました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第2、議案第73号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数でございます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第3、議案第74号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第74号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第4、議案第75号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第76号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第6、議案第77号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第77号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第7、議案第78号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号「西郷村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 日程第8、議案第79号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第79号「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第9、議案第80号に対する質疑を許します。

9番藤田節夫君。

○9番(藤田節夫君) 9番藤田です。

議案第80号「西郷村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」について質疑いたします。

まずはじめに、なぜ公営企業法にするのか。その理由、目的を伺います。

○議長(真船正康君) 上下水道課長。

○上下水道課長(相川 晃君) 9番藤田議員の質疑にお答えいたします。

今回上程しております条例の制定につきましては、下水道事業等の地方公営企業法適用に伴い、関係例規の整理を行うものでございます。

法適用に至った理由、経緯ということでご質疑ですが、まず、公営企業とは地方公共団体が経営する企業のこと、地方財政法施行令第46条において、水道事業をはじめとして13の事業が公営企業として位置付けられております。下水道もその一つとなっております。

また、公営企業の運営等を定めた地方公営企業法は、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないことを基本原則とし、公営企業に係る組織、財務、職員の身分取り扱い等に関し、地方自治法の規定の特例を定めた法律でございます。

国では、平成27年1月に総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進についてを發出し、その内容は、平成27年度から31年度までの5か年を集中取り組み期間として、都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、地方公営企業法の適用に

移行し、人口3万人未満の市町村についても、できる限り移行が必要との要請がなされております。これを受け、村は、人口3万人以下ではありますが、平成28年度より下水道事業の地方公営企業法適用に向け、取り組んできたところでございます。

また、平成31年1月、本年1月になりますが、総務大臣より、公営企業会計の適用のさらなる推進についての通知が発出されております。人口3万人未満の市区町村についても、令和5年度までの集中取り組み期間内に、地方公営企業法の適用が原則必要とされたところでございます。

今後、直面する施設の老朽化、また、人口減少による使用料収入等の減少により、これからの経営環境は厳しさを増していくことが予想されます。下水道を将来にわたり安定的にサービスを供給していくためには、みずからの経営状況や資産状況を的確に把握することが重要となっております。その上で、経営の健全化、事業運営に取り組むことが必要となっております。

村では、その趣旨に鑑み、より経営状況等が把握しやすい地方公営企業法の適用に向け、取り組んできたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） これ、最終的な目的は、老朽化とか使用料減少、少子化対策、少子化によって、そういったことで、会計を別にして独自にやれということで、簡単に言うと、これはもう、負担は使用者にみんな負わせるよということだと思ふんですよ。

先ほど言われましたけれども、政府は3万人以上規模のまちですね、自治体には、これを平成31年度までにやれというふうな達しですけども、3万人以下の自治体ですね、特に地方が多いんですけども、そういったところはこの限りではないと。今言われた目的を見ただけでも、3万人以上で、すっかり整備されたところは、民営化にいつでも移行できるというふうに私は感じるんですよ。

3万人以下は、まだまだ下水道の整備もされていないところもあると思いますけれども、そういったところでは、なかなか企業が受けるところがないということで、3万人以下はあまり重要視していないということだと思ふんですけども、とりあえず、3万人以下の自治体で、福島県内で何か所ぐらい、これに応募しているというか、企業化に向けて、今、実施に向けてやっているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

3万人未満の県内の取り組み状況、また、適用されている状況についてご説明いたします。

3万人未満でございますと、適用済み、既に公営企業法を適用している自治体につきましては、三春町の1町のみです。

現在、総務大臣通知により、現在取り組みを行っている自治体につきましては8町村、また、検討中ということで、事務をこれから本年度、また来年度あたりから始めようとしているところが、今のところは25町村あるという状況でございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 今、課長が言われたように、三春町だけがもう済んでいるということで、取り組みやっている自治体もあるということですが、これ、以前ね、以前というか、今でも問題になっていますけれども、上水道の民営化が一時間問題になって、今でも宮城県とか、そっちのほうは、こういった上水道の民営化に向けて、県知事はやりたいという方向で進んでいます。

こういう形で企業化することで、結局ああいう、仙台市とか密集しているまちなんかは企業に任せちゃう。だってこれ、我々生活していくのに、企業に任せたら、どうということになるか、自然とわかると思うんです。災害も当然多いし、そういったところの復旧だってあるだろうし、そういったものを全部、住民というか村民に押しつけられる可能性はあるんですよ。こういったインフラの関係は、やっぱり行政独自にやっていくのが本筋じゃないのかなと思います。

今の村の下水道の接続率というか、それ、何%ぐらいかわかりますか。なぜ聞くかという、大体これ、企業化に踏み切っているのは、ほとんど100%に近い自治体、もう全て接続している、全ての住民が下水道を利用しているというふうな自治体が多いと思うんですよ。西郷村は、その辺から見ると、何%が接続しているのかなと思うんですけども、わかれば。

あと、完全に西郷村は、下水道工事が終了したのかどうか。全ての村民が利用できる、接続しているは別としても、そういった状況になっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

普及率、接続率のご質疑でございますが、正確な手持ち資料をちょっと今、持ち合わせておりませんが、普及率につきましては、村内公共下水道につきましては7割ちょっとでございます。その整備した7割の中で、実際に接続をされていたのが9割ちょっとでした。

全員が使える状況にあるのかというご質疑でございますが、整備しているのが認可区域の中の約7割となっておりますので、3割につきましては、合併浄化槽なりを使用する形となっております。

集落排水事業につきましては、4事業を行っておりますが、全体の接続率が約7割、73%ぐらいだったと把握しております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 正確な情報はわからないというんですけども、集落排水だけ見ても、上野原79%、追原52%、真船77%、羽太83%ですかね。平均すると70%ということで、まだまだ接続している家庭が少ないという、こういう状態で見ますと、これ、多分国は、大まかに言ってなんですけれども、企業は別にして、見える化というか、経済というか、使用料とか工事費とか、そういうの見える化にしてやっていくんだろうと思うんですけども、西郷村のこの状況を見ると、すぐに

は企業化というのは、誰もやる人もいないのかなと思いますけれども、これをやっていくことによって、いつでもそういう状態が起きれば、企業化して、企業に譲渡しちゃうというか、そういうことも、私は狙いがあるのかなと思っています。

実際、今の状態で移行するとなれば、大変な利用者に負担がかかると思うんですけども、それ聞いてもしようがないかなと思うんですけども、できれば私は、こういったことは時期尚早かなと思います。

国の狙いとしても、地方自治体にはこういったことを押しつけてはいないわけですから、成り立たないですもん、だってこれ。成り立つと思いますか、これ。もし企業化して、明確化して、一般財源からも繰り入れができない状況で、この上下水道。

課長としては、どのような考え持っていますか。村長でもいいんですけども。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

経営が成り立っていくのかということですが、基本的に会計が、今の特別会計から公営企業法適用の会計に移ったとしても、その状況というものが変わることはありません。

それで、なぜ、適用する意義というかメリットとしますと、これまでの勘定会計というものは、決算において、歳入歳出がほぼ同額程度、非常に近いもの、均衡している、また、管理運営に係る部分と建設費などの投資的な経費というものが混在している予算になっております。問題が見つけにくいということもありますし、事業運営に必要な経費が使用料でどれだけ賄われているかわかりにくいことや、事業を形成している、持っている資産ですね、それがどのくらいあるかということがわかりにくいということと、その資産が何の財源によってつくられてきたのかというものが非常に把握しにくいという難点がございます。

一方、公営企業の会計方式においては、水道事業でも既にやっているものですが、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表というものを作成することによって、一会計期間における収支、赤字なのか黒字なのかということが明らかになるということと、それが将来的な原価計算にも生かすことができるという利点もございます。

また、下水道事業が持つ資産の量や現在の価値、その資産を構成する財源についても把握することができるという利点がありますので、事業計画や耐用年数を経過した資産の更新計画等にも反映することができると考えております。

下水道施設の各資産につきましては、法定耐用年数というものが定められております。その資産価値は、時間の経過とともに減少してまいります。これまでの勘定会計制度には、この方式はございませんでした。その価値の減少分を減価償却費として費用を計上することで、留保財源の確保が図られ、将来的に施設の修繕・更新等に活用できることや、一般会計繰入金を減価償却費の費用として充てた部分に関しては、消費税の特例が受けられるということで、節税の効果につながるということから、村では法適用する意義、メリットというものが大きいのではないかと考えております。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） メリットも今、何点かあるということですがけれども、でも、最終的には、これは本当に、これが老朽化に伴って、使用料の減少ということで、明確に分けて、住民のほうから、そういった請求やっていくんだという方向だと私は思うんですよ。村の場合、まだ、そういった状況じゃないと思うんですけれども、だから、時期尚早ではないのかなと私が思うところです。

それと、第1条で、建設課と上下水道課を建設課に改めるということしか書いていないんですけれども、単純に見ると、ああ、これが上下水道、別の企業会計になるので、分けて、水道局みたいになっちゃうのかなと思うんですけれども、その体制はどうなりますか。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

現在の課設置条例に定めております上下水道課につきましては、地方自治法の規定によりまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業等の事務を担う上下水道課として設置されております。また、地方公営企業法の規定により、現在、西郷村水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例で組織されております上下水道課というものもございます。2つの法律の規定によりまして、1つの組織として上下水道課が設置されているところでございます。

令和2年度から、公共下水道及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の規定により、条例で組織された上下水道課を整理・統合するために、本条例1条において、西郷村課設置条例の一部改正を行い、上下水道課及び事務分掌を削るという内容でございます。

その建設課、上下水道課を削りという表記となっておりますが、こちらにつきましては、条例と法規の改正の仕方というものに基づいて、前後関係がわかるように、今の条例ですと、上下水道課の上に建設課という表記がありますので、その前後関係がわかるような法令の記載の仕方から、それに基づいて出しているものでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 法令の関係で、記載の仕方で、こういうふうになるということですがけれども、結局は上下水道課としては、これからも残っていくということで理解していいんですか。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

令和2年度からは、現在の西郷村水道事業及び工業用水道事業の設置に関する条例第4条において、公営企業の事務を処理させるための組織として、既に上下水道課が設置されております。この条例においては、水道事業及び工業用水道事業のみの設置に関する条例でございますので、下水道事業が現在は含まれておりません。

今回上程しております条例制定の第10条において、西郷村水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行いまして、その題名、条例名ですね、あと第1条中の水道事業及び工業用水道事業の表記を水道事業、工業用水道事業及び下

水道事業と改めまして、上水・工水・下水、3つの事業を含めた公営企業法を適用する事業に統合する条例に改正するものでございます。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） 明記はされているということで、条例の変更でそうになっていくということは理解しましたけれども、この提案理由というのもあるんですけども、提案理由ね。1行とかではなく、もう少し、こういったときの条例の改正等については、目的ぐらいは提案理由にしっかり書くべきじゃないですかね。

先ほど言った、老朽化に伴ったり、少子化でそういうので、こういうふうに条例変えていくよ、改正されるよというぐらいはしないと、我々だって、これ見ただけでは全然わからないし、資料を見たって、なかなか理解できないところもありますので、ぜひもう少し丁寧な提案理由説明ですか、お願いしまして、今回はこれで質疑は終わります。

○議長（真船正康君） そのほか、質疑ございますか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第80号について質疑をしたいと思います。

ただいま藤田議員の質疑を聞いていて、何となく納得はできてきた部分はあるんですけども、まず私、もう一度戻りまして、なぜこの公営企業法の規定を全部適用するのかということなんです。

要するに目的、公営企業法の規定を全部適用するということは、いわゆる公営企業法に基づいて運営していくということで、いわゆる利益の追求というのが出てくるのかなと思うんですよ。実際これ、利益の追求というのはつながっていくのか。そこをちょっと1回確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

公営企業法適用によって、利益の追求につながってくるのかということでございますけれども、私が考えるに、現在の国から通知というものは、あくまでも経営状況と財務状況の明確化、見える化ということの要請が趣旨であると考えております。

公営企業につきましては、独立採算の原則というものが基本ではございますけれども、この法適用によって、即刻料金の見直し等につながるものではないと考えておりまして、村としては、経営状況の見える化によって、下水道事業の状況について、説明責任の向上を図るという意味でも、法適用の意義というものがあるのではないかと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

利益の追求までというのは、まだ村としては考えていないということだと思うんですけども、いわゆる今答弁の中にあつた経営の健全化、あとは資産管理の適正化ということですよ。いわゆる企業会計、今やっている特別会計の企業会計の原理原則

に基づいて、それをさらに進めろというのが国の考えなのかなとは思うんですよ。

経営の健全化ということは、いわゆる特別会計の原則に基づいて、独立でやりなさいよということだと思うんです。

今、村では特別会計に、政策的繰り入れやっていますよね。法的繰り入れじゃなくてね。その政策的繰り入れを今後減らしていきなさいよというふうにくると思う、そこが連想するところなんです。そうなったときに、じゃ受益者負担だけで、この事業というのは行えるのかということなんです。今ですら行えないものを、じゃやろうとすれば、利用料の引き上げにつながりますよね。果たしてそれが村民のためになるのかということを考えているのかなというふうに思うんですよ。

これは国の政策で、そうしなさいよと言われれば、せざるを得ないんだろうけれども、いわゆる負担者の、これ以上負担を大きくしていくことというのは、果たして村民の暮らしはどうなのかということです。そうやってきたときに、じゃ国は何を言うてくるのかということ、今度は広域化を進めなさい。今、水道事業でも始まりましたよね、広域化をしなさいよということ、多分そのほうに移行していくのかなと思うんです。いわゆる国保と同じように、県一本化にするような。そこまではいかないでしょうけれども、人口何人割での広域化を進めなさいよということで、いわゆる国の支出金の削減を今回、目的にしているんじゃないかと思うんです。

それに村は、ただ単純に乗っかってしまっていていいんですかということなんですけれども、これ村長、いかがですか。これ、村長の考えだと思うんです。伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 制度とかについては、課長が答弁したとおりでありまして、受益者を守っていかなきゃならないというのは当然のことです。

水道については、広域化ということで、昨年、コンセッション方式ということでありましたけれども、村としては、そういうことは考えておりませんということで、下水道も同じように、コンセッション方式は考えておりません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

コンセッション方式は考えていないということで、とりあえず理解をしたいと思うんですけれども、村長においては、これまで国が進めてきた下水道事業、このことに対して、国のまず一次的責任をきちんと追及すべきだと思いますよ。

単に広域化しなさいよじゃなくて、国が補助率を、最初は物すごい90%ぐらいの率を示して、下水道を整備しなさいよと進めましたよね。それに対して、今度は補助率をどんどん下げてる。最終的には、今度は交付税の中で含ませて負担しますよとかと、そういうやり方をしてきた。そういうことに対して、国は一切責任をとっていない。そのことをまず、責任を追及すべきだというふうに申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） そのほか、質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

9番藤田節夫君。

○9番(藤田節夫君) 9番藤田です。

議案第80号に対して、反対の立場で討論いたします。

水道、下水道は、地域住民にとって必需的な公的財・サービスを提供する重要な役割を持っています。

公営企業は、独立採算制を経営原則としていることです。民営化につながる前提として考えられることです。独立採算制になれば、一般会計からの繰り入れも抑制され、使用料金の値上げとなり、家庭の負担増が予想されます。本村においては、接続率も低く、ましてや下水道整備も完全に整備されていない本村においては、時期尚早と思います。

よって、議案第80号に反対します。

以上です。

○議長(真船正康君) 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号「西郷村下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第10、議案第81号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「社会資本整備総合交付金事業平成31年度施工鶴生橋橋梁補修工事(第3期)請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第11、議案第82号に対する質疑を許します。
12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第82号「財産の減額貸付」について、質疑をしたいと思います。

まずはじめに、この議案第82号と次の議案第83号の第4款衛生費、保健衛生費の予算が大きく関係するものというふうに、私、理解をしております。

この82号を審議するに当たって、議案第83号の一部も少し触れなければ、ちょっと内容確認とれない部分がありますので、含めて、ちょっと質疑をしたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

今申し上げましたように、この議案第82号と83号における保健衛生費の中の医療施設整備支援事業補助金について、まさに深い関係があるということで理解をいたします。

そこで、伺いたいと思いますけれども、まずはじめに、医療施設整備支援事業補助金に関する村の要綱を定めた上で、この議案を上程されているのか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） 12番上田議員の質疑にお答えいたします。

補助要綱の制定についてでございますが、補助要綱は、まだ制定はされておられません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

補助要綱が制定されていないということで、今、答弁をいただいたんですけれども、村が行うさまざまな補助金の交付については、地方自治法第232条の2、さらには補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律並びに同施行令、村においては、西郷村補助金等交付基準、西郷村補助金等の交付に関する規則などに、この定めによって運営されるものというふうに私は理解をしております。

そこで、伺いたいと思いますけれども、要綱ができていない中で、村の定める村の規則、基準に応じて、補助金に関する協議書、申請書というものは出されているのか、確認したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

補助要綱に対する協議ということですのでよろしいですか。（不規則発言あり）相手からということですか。（不規則発言あり）補助要綱に関しましては、提出されておられません。（不規則発言あり）それに関する協議書は提出されておられません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

私たち議会が、この議案について、いろいろ控室なり、休会中にお話をしました。

その中で、みんなが声を合わせるのは、この議案について、何の一点の曇りもない確実な形で、大いに賛成をしたいという考えなんですよ。

しかしながら、残念なことに今、執行者の答弁を聞いていると、やっていることは本当にこれ正しいんですか。いわゆる村の規則とか要綱とかありますよね。その定めに応じて、これは運営すべきなんじゃないんですか。そういった疑義を持ったまま、議会としては、先ほど言ったように、賛成するという形はなかなか難しいんじゃないんですか。

議長、これは議事進行の発言にしたいと思うんですけれども、お許しいただけますか。

○議長（真船正康君） はい、了解しました。

○12番（上田秀人君） じゃ、議事進行ということで、この議案第82号、さらには議案第83号の保健衛生費補助金のことに関してなんですけれども、交付手続について、法律や村の規則、基準など適合しているのか。これをきちんと確認していただきたいと思います。

そして、先ほど私、申し上げたように、この議案に関しては、何の一点の曇りもなく、議会としては大いに賛成をしたい、そういうふう考えていますので、きちんと確認をしていただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

要綱がない中で予算を上げているということが、おかしいのではないかとということのご質疑でよろしいですか。（不規則発言あり）すみません、予算を伴う条例、規則等についてでございますが、地方自治法第222条第2項に、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規定の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」と規定されております。

したがって、今回の補助要綱につきましても、予算成立をもって制定されるということになりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 議長から、議事進行ということでございます……（不規則発言あり）

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま担当課長のほうから、地方自治法第232条の2に基づいて、財政の予算を組んだということなんですけれども、ここの解説書いろいろ、地方自治法第232条の2の解説書をいろいろ読んでいますと、各自治体の交付の根拠ということで、補助金交付規則、補助金交付要綱など、長の規則ということで規定されているんじゃないですか。これ、2条の14項にこの部分があると思うんですけれども、こういう規則に基づいてやったのか、やっていないのか、ちょっと確認している。

議長におかれましては、今私が申し上げたとおりに、この議案を上げるに当たって、こういった規則とか、それに一切の曇りがないのかということを確認したいです。決して反対しようとか思っているわけじゃないので、そこを確認していただきたいと思えます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 今、議事進行ということで、確認をという要請されましたので、暫時休憩いたします。（不規則発言あり）午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、12番上田秀人君の議事進行に対する執行部の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

先ほど上田議員から、地方自治法第232条の2の規定についてお話がございました。

232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定がございます。それを受けまして、今回、村の補助要綱を制定しようとしているわけですが、それに関しましては、先ほどご説明しましたように、地方自治法第222条で、予算の成立をもって要綱が制定されるという規定がございますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） その地方自治法第232条の2の解釈の仕方なのかなと思うんです。

私が思うには、補助金の交付の理由、必要性について住民の方に、我々は住民の代表としてここに来ているわけですから、きちんと説明する義務があるのかなというふうに思うんですよ。

補助金を交付するに当たって、その裏付けとなるものがきちんと示されないままに、ではこの土地の減額の部分について、財産の減額の貸し付けについて審議をしましていいのか。その部分が含まれている一般会計の予算について審議をして、採決をしましていいのかということなんですよ。

ですから、その裏付けがあれば十分に、皆さんで、村民に向かって、こうこうこういう裏付けのもとに私たちは判断をしましたということが言えると思うんです。

私が先ほどから言っている各自治体の交付の根拠ということで、これが資料が、私が見ている資料が古いのか新しいのか、ちょっとわからないですけども、もしかす

ると、これ見ているの、間違っているのかもしれないんですけども、いわゆる各自治体の交付の根拠ということで、自治体の内部規定により交付するという部分があります。これをさらに、この資料を見ていくと、いわゆる憲法第89条の部分が出てきます。憲法上の規定と、補助金支出の根拠ということで、憲法上の規定、89条の中で一番最後のほうに、宗教組織や教育など、私的事業に対する公金の支出の制限となっているんです。

この私的事業という部分で、いわゆる診療所、今回話が出ている診療所、我々は公益性が十分保てるものだというふうには理解しているんですよ。しかしながら、とりよによって、診療所というのも個人経営とか医療法人の経営となってきた場合に、その個人もしくは医療法人の利益、収益と公益性との区分というのがはっきり見えないと、果たしてどう判断すべきかというところで、その根拠を示していただきたいということなんです。

ですから、先ほど話にあった要綱の案について、まだ案だということで議会も理解をしながら、もし示していただけるのであれば、まず示していただければというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 要綱についてのご質疑にお答えをさせていただきます。

今回、財政課長のほうから答弁がありましたとおり、予算のご承認をいただいた後に制定をするという予定をしております、予算の要綱の案は作成しております。

それをお出しするには、ちょっと準備ありますので、若干お時間のほうをいただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

示していただいて、先ほど私、申し上げたように、一点の曇りもない状況で、これを判断していきたいと思うんです。

議会が、先ほどから言っているように、私らはみんな、もろ手を挙げて、両手を挙げて賛成をしたいという考えだと思うんですよ。ですから、その要綱案で結構なので、示していただきたいなというふうに思います。

あとは、西郷村の定める補助金の交付基準並びに交付等に関する規則、これなんかも資料として提出していただければ、より判断が我々はしやすくなるのかなというふうに思います。それで、我々の持っている村民に対する説明責任も果たせるものかというふうに考えますので、議長におかれましては、ここで1時まで休憩をとっていただいて、その資料を配布していただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいまより午後1時まで、資料提出のために休憩をいたします。いかがでしょうか。（不規則発言あり）じゃ、午後1時まで休憩とします。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君より要請のありました資料について、休憩中に議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

休憩前に引き続き、議案第82号に対する質疑を続行いたします。

健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） まず、今ほど配付をさせていただきました資料について、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、西郷村補助金等交付等に関する規則と西郷村補助金等交付基準、こちらにつきましては、村がそれぞれ補助事業を実施する際の基準と、あと事務手続等を定めた規則と基準になってございます。これに、村で補助事業を実施する際は、この補助の規則等に定めるもののほか、それぞれ事業ごとに交付要綱を制定をして、事業を実施しているということでございます。

今回、ご指摘をいただきました西郷村医療施設整備支援事業補助金交付要綱につきましても、今回、82号で予算案として計上している予算案をご承認いただいた後に、この交付要綱を、交付をして、この事業を実施していくというような流れで考えております。

この医療施設整備支援事業補助金の交付要綱でございますけれども、まず、補助対象者につきましては、それぞれ医療法に基づく病院もしくは診療所を新設もしくは増改築を行う医師または医療法人を対象としております。

さらに、対象者の要件としまして、村内において10年以上診療を継続する見込みがある者と、もう一つ、一般社団法人白河医師会に加入して、積極的に地域医療に貢献しようとする方を対象としております。

補助の区分、対象経費、あと補助率につきましては、当該交付要綱の一番後ろのページをごらんいただきたいと思います。

まず、施設整備費につきましては、補助対象事業費を2,000万円に設定をしまして、その2分の1、10分の5を助成すると。補助限度額を1,000万円というふうに案を制定しております。

また、設備整備、医療機器等の整備につきましては、補助対象事業費を500万円に設定をしまして、補助率10分の5で、補助限度額250万円というような案になっております。

当然この金額では、施設整備、設備整備も実施できませんので、これを超えた分については、各医師もしくは医療法人の方がご負担をいただくというようなこととなります。

この要綱の第5条以降につきましては、実際の、この事業を実施する際に、その対象となっている、申請をされる方からの必要な書類、あと手続等について書いてございます。

第14条のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの第14条のほうで、補助事業者に対し、村の医療・保健・福祉・災害対応等の事業について、村から協力を求められたときは、これに協力しなければならないというような義務規定を設けておまして、これができる方に限定をして補助をしていくというような予定をしております。

以上が要綱についての説明でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

ただいま、要綱等々を示していただいて、何となく見えてきたものがございます。

ただ、前半に私が申し上げた地方自治法の解釈の仕方、あとは憲法第89条という言葉在先ほど使いましたけれども、この89条の中の補助金支出の根拠ということで規定がされているというふうに、私、理解をしております。これらの解釈の違いがあるのかなというふうに思います。

ただ、これ以上やっても平行線になると思いますので、ここで納得をすべきかなというふうに今、自分に言い聞かせているところであります。

今回のこの議案第82号「財産の減額貸付について」ということで、本題に入っていくたいなというふうに思いますけれども、なぜ今回、この財産の減額の貸し付けを行うのかということ、その理由を伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

なぜ減額するのかということでございますが、減額の理由につきましては、村内の医療の充実を図るため、誘致診療所の運営を継続的に行うことができるよう、土地を減額して貸し付けしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

ただいま理由説明いただいたんですけれども、いわゆる83号のほうにも、ちょっと入ってってしまうのかなと思うんですけれども、今示していただいた要綱、まだ案の状態ですけれども、この1条で、1条の中の2段目かな、村民の健康と福祉の増進に寄与することを目的としてというふうに規定されていますよね。

第14条で、先ほど担当課長のほうから説明あったんですけれども、医療・保健・福祉・災害対応等の事業についてということで、本当に村に、村民にとってありがたい話だなというふうに思うんですけれども、その中で一つ気になるのは、村長がこの定例会の提案理由の説明の中で、周産期から終末期までというお話でしたよね。お母さんのおなかに入った、22週目からなんだっけか、周産期ってね。妊娠22週目からだね。違ったら違うと言ってくださいね。その22週目から、その方がお亡くなりになるまでということの解釈だと私、理解しているんです。周産期から終末期という話だった。

そういった大きな役割を担っていただくための診療所であれば、減額ではなくて、これ、無料でいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えになりませんでしたか。伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

無料ということは今言われましたけれども、無料でなきゃならないということもないんですけれども、貸し付けの限度額というか、4%というルールがあるものですから、とりあえず貸し付けの方向で考えておりました。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

貸し付けの方向で考えておりましたということで、今答弁もらったんですけれども、それで納得しろと言われても、ちょっと無理だなというふうに私は思うんです。

というのは、さきに申し上げたように、本当に村民の方の健康と福祉の増進、ましてや今、村が始まった子育て支援センターがありますよね。この子育て支援に今、村は力を入れようとしている。そういった中で、その脇に子ども診療の専門的な部分があるということは、本当に大いに役に立っていただけるだろうし、これからこの西郷村を担ってってくれる子どもたちを村全体で支えていける、そのための施設だというふうに考えます。ですから、やはり無料にすべきだったんじゃないかというふうに思います。

これ以上言っても、多分平行線になると思いますので、いい話なので、私は賛成すべきかなというふうに考えております。

最後にもう一つだけ申し上げます。

また前後しますけれども、今回、このやり方については、村は全くもって説明不足だというふうに私は思います。せっかくこういういい話なので、こういう話がないように、きちんと事前に議会との協議を進めていただきたい。このように申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 続いて、議案第82号に対する質疑はございますか。

8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 8番。82号「財産の減額貸付」について質疑をさせていただきます。

前段、上田議員の要請によって要綱を出していただきました、案ですね、要綱の案を出していただきましたので、どういう内容で考えているのかということがわかりましたので、中身は少し見えてきたというところでございます。

この出していただいた要綱と、これ、やはり、前の上田議員が言うように、83号の補正予算もちょっと絡みますので、申しわけありませんが、ご了承いただいて、質疑をさせていただきますと思います。

まず、一番最初に、基本的なことから申し上げますが、私も同じく、診療所ができ

るということは決して反対ではありませんし、大いに結構だと思いますし、ぜひお願いしたいというところではありますが、ただ、最後に上田議員が言っていたように、最初のスタート、9月25日でしたか、第1回の全員協議会の開催要請があつて、開催されたその中身、そして、その後、11月21日でしたか、2回目、2回全協を開いて、説明をいただいたわけでありましてけれども、当初のお話、説明の中身ですと、私から申し上げるより、副村長があつたとき説明をしていただいた。重点的には、副村長がいろいろ、今までお進めになってきた中身だと思いますので、簡単に結構ですから、最初のところからの、今回のこの話の経過、こういうことからこういうことになって、全協の説明に至つたというところを、簡単にまず、ご説明いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 真船議員の質疑にお答えいたします。

全員協議会の中でも私、言つたところがありますが、2月の初旬、5日か6日だつたと思うんですが、2月の初旬に村長が（不規則発言あり）失礼いたしました。2月5日に村長が東京に行つてきておまして、そのときに、白河市か西郷村に医療機関が来たいというような話がありますよと、そのような話を受けました。それを受けまして、じゃ早速当たってみようというふうな形で、いろいろ土地を、図面等ですね、紹介し始めたのが一番最初でございます。

それから、ずっと紹介しておまして、6月に会うことができました。それまではちょっと、用地、誰先生かというふうな話がなかつたんですが、はっきりしていなかつたんですが、6月にお会いすることができました。

それで、6月中旬、私のメモですと6月17日です。そのときにはじめて、西郷村か白河市、白河市も当たつたんですけれども、西郷村は土地がありますかというふうな形を言つていただきましたので、ぜひ西郷村に来ていただきたいというようなことを思って、土地を探し続けました。

それで、そのときに、6月17日に、土地を探すのも、間に合わなかつたら断るしかないもんですから、一応、どんなふうなスケジュールなんだろうかということを知りたいと聞きました。そうしたら、大体、令和元年8月ぐらいまでに用地を決めて、令和2年4月に建設し、令和2年9月に大体のスケジュールということを知りました。

これまで何度か話をしていても、なかなか……すみません、平成31年の、令和元年2月に最初やつたときに、ちょっと先生と、先生じゃないんですけども、仲介者と聞いたら、2月から6月まで、ちょっと間あつたんですが、その間の中では、なかなか、今勤務しているところをやめることが、なかなか了解得られないかもしれないというふうなことで、ちょっと期間はここがあつたようです。ただ、6月の中旬に、このスケジュールを聞いて、ああ、じゃ先生が大体やめられるようになったのかなど。話では、2年ぐらいかかつたという話でした。

ですから、じゃ8月までに間に合わないときには断ろうとは思つておりました。それで、私の判断が誤りあつたかもしれませんが、そんなふうな形で、8月にこっちに来ていただいたときに、ここの土地を選定して、ここなら来たいと、じゃぜひとも来

てくださいということの話になりました。これまでの経過です。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今、2年ほどかかる、やめるまでにかかったというのは、それはこの前の話ですと、日赤のほうからという先生のお話ですね。でも、今回貸したいのは、ねもとクリニックですね。（不規則発言あり）そうしますと……（不規則発言あり）そこちょっと、前はそこまでの話、来るという話は聞きましたけれども、ちょっとそこをもう1回、説明願います。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 根本先生の分院という形でやりたいという形にはなりました。

ただ、一番最初聞いたときには、来てくれる先生が、車の運転がなかなか、そんな上手じゃないというか、あまり好きじゃないというふうな形もあったものですから、私がそちらに行ってやるか、新しい先生がこちらに来てやるかというのは、そのときにはまだ決めていなかったと思っております。

今回は、根本先生の分院という形で、土地は根本先生にお貸しするような形です。建てるのも、もちろん根本先生が建てます。ただ先生は、赤十字の先生が来て診ていただけると。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） ちなみに、お幾つの方なんですか、この先生は。（不規則発言あり）じゃ調べていただいて。

そうしますと、分院で、基本的にはその先生が、こちらに開院したときには、メインでやられると、診療してくださるということかと思いますが、その件と、あと、そうすると、あまり運転がということであれば、どんな建物になるかわかりませんが、もしかして、その中に宿泊施設なり住んで、そこで診療所開設というようなこと、あるいは西郷村に住んでいただくことが可能なかどうか。ちょっとそこまで、もしわかれば。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） お答えいたします。

生年月日、昭和47年8月10日で、47歳の先生です。（不規則発言あり）47歳ですね。（不規則発言あり）昭和47年8月10日です。

それで、車の運転どうのこうのはありましたが、一番最初は本当に、新白河の駅前近くというような形を言われておりました。ただ、新白河の駅前近くになかなかいい土地が、私のほうも紹介しました。先生も見て、なかなかというふうな形で、いろいろ近いところは見つけたつもりなんですけど、なかなか気に入ってもらえなくて、そこでこちらを、少しずつ役場のほうに近めて、なったというのがあります。

それで、宿泊してどうのこうの、住所を移してというのは、ちょっとまだ私のほうも把握しておりませんが。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 思ったよりお若い先生なので、例えば、本当に来ていただければ、心強いかなどというふうには思いますが、ちょっと関連、今、住まいがどうなるのかということの関連してのことになるんですが、実は、このいただいた要綱の案、この案は、白河市では診療所新規開業奨励金交付要綱というもので、できていますけれども、これ、ちなみに課長、参考にしましたか。（不規則発言あり）なっている、参考になっている。

白河市では既にこの要綱ができていまして、その要綱とちょっと比較を、いただいた中身、比較してみました。ちょっと心配する部分がありますので、それらをちょっと何点かお答えいただきたいんですが、まず、今、住まいがどうなるかということの、私にとっては一番大事なことの、この議案の一番大事な部分なので、最後に聞きたかったんですが、住まいの話が出たので、私のほうから出したので、お聞きしますけれども、先ほど課長の説明の中でも、村への貢献の部分が出てまいりましたけれども、白河市のこの要綱で、地域への貢献等ということで、タイトルは同じ中身になっていますが、その中身を見てみますと、今案として考えているやつは、ちょっと漠然としたといいますか、はっきりとした中身といいますか、実際じゃ、どれが該当、どういう者が該当するのかというのが、はっきりと私には見えない部分が多いんですが、白河市のほうを申し上げますと、奨励金の交付を受けた者は、小児・平日夜間救急外来診療の実施、休日当番医への従事、市立学校の学校医への就任等により地域医療に貢献するとともに、市が実施する医療・保健・福祉事業に協力するよう努める者とするというような貢献の条件が出されています。

この中身でいきますと、確かに休日当番医、うんそうだな、学校医、これは当たり前のことだなというふうに思いますが、一番大事な平日夜間救急外来診療の実施というのが、一番最初の地域貢献の条件に入っているわけですね。

いろいろ今までご説明いただいた中でも、村の医療体制を充実させるために減額するんだというようなこととか、いろいろ、そこが一番最初の話になっているようですが、例えば、白河市が一番最初に出している夜間救急外来、子どもを持っていますと、夜、急に熱が出たりで、一番心配するのが、帰って先生が仕事、病院がいていないときだと思えますよ。そういうようなときに、このように救急外来を実施していただければ、本当にすばらしい医療体制になるんだというふうに思うんですね。また、そうしてほしいという願いは強く持っています。

じゃ、なぜそれが、先ほどの住まいの件とつながってくるのは、要はそういう対応ができるのであれば、できるような診療所だということであれば、半額助成、極端な言い方すると、本当にそういう体制をとってくれるのであれば、無料だって私もいいと思います。

そして、83号で出てくる補助金、これも白河市の補助金と比べますと、倍以上なんですよね。白河市の要綱だけ見れば、厳しい条件がついていながら、補助金が、建物に対しては500万円、西郷村で考えているのは、整備に対して250万円という

2つの出し方が示されていますけれども、白河市の場合は、子ども診療所に対して500万円と。それから、在宅療養支援を行う診療所、これに対して200万円という補助金を、要綱としてうたっているわけですね。

この部分は課長、時間もありませんので、そちらで結構ですが、その部分は検討しましたか。（不規則発言あり）したのね。でも、必要ないということなんですね、判断は。（不規則発言あり）そういうことのようにあります。

基本的には、私、本当に、白河市のこの中身なんであれば、村のためにすばらしい、いい診療所ができると思うんですね。ただ、西郷村は、お医者さんが少ないといいながらも、いろんなデータで出してきてありますけれども、現実的には5分、10分行けば、白河市の医療機関があつて、現在も、ちょっと具合悪ければ行けるわけです。ほかの、30分も行かないと大きな病院がないとか、あるいはお医者さんがいないというようなところと比べれば、そういう面では、かなりといいですか、相当恵まれているほうだと思うんですね。

ただ、そういう村に、平日救急でも診てくれる小児科の先生がいてくれるならば、これは最高のことですので、ぜひお願いしたいというふうには思うんですが、その部分がこの要綱の中に入らないで、そして、白河市の倍以上の補助金を出しながら、土地を普通の貸付料から比べたら半分にまでまけて、これを金額、ちょっと試算してみますと、約50万円ちょっと安くしますから、その、この提案ですと30年契約ということですから、単純に計算すれば1,500万円になりますよね。

そして、1,250万円の補正予算を出したいということで、今回出ておりますから、約3,000万円の補助金を、この診療所のために出したいというお考えなわけですが、じゃその3,000万円の貴重な、村民が税金で納めていただいた、その3,000万円近くのお金をかけることによって、どれだけ変わるのか。その一番大事なのが、先ほど、もっとあれば、それに、ぜひ対応していただきたいと思いますが、先ほど申し上げた平日の夜間救急外来、こういう診療をしていただけるかどうか。こういうところは、絶対外してはならないと思うんですよ。

その辺はどうでしょうか、副村長。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） お答えいたします。

やはり、どうしても白河市に比べると、医師数が少ない、診療所等が少ないという形で考えておりましたので、ぜひ西郷村という形ありました。

それによってどうなのという話はあるかと思いますが、私、個人的に、村的にも同じでしょうけれども、子育て支援には最高の設備が整うと、体制が整うと思っております。子育てが、設備がいいということになる、子育て支援が西郷村は整っているということになれば、お母さん方、お父さん方は、必ず住んでいただけるんじゃないかと思っております。

現在、地方創生、地方創生とうたわれている中で、やはりひとり、住んでもらって、村が発展するという一面もあるかと思っております。その意味でも、村に住んでいただ

ける選択が広がるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今の答弁ですと、クリニックができれば、そういう体制になるという理解でよろしいですか。できさえすればいいということですか。

私が申し上げたいのは、その中身なんです。つくるからには、補助金を出すからには、それなりに、今までの医療体制とは違うものがなければ、3,000万円出す価値があるのか、価値という言い方はおかしいかもしれませんが、何度も言いますけれども、村民が、いや、俺らの税金3,000万円出したって、診療所をやってくれば、あけてくれるのであればいいですよと、理解していただくとしたら、同じ形で、時間になったら終わりですよでは、全然変わらないと思うんです、今までとね。ただ白河市に行けばいいだけの話で、何でかんで、ここになくちゃならないということではないと思うんです。

ただ、確かに役場から近いから、新庁舎ができて近いから、そのブロックの中、プロジェクト地区の範囲内の中で、連携はとりやすいかもしれません。でも、ここでなくても、ちょっと前に同僚議員から提案あったように、じゃ道路の向かい側の田んぼだって変わらないと思うんですよね。

この一等地に呼んで、それを貸付額を半額にして、さらに補助金をつけてやるとすれば、先ほど何回も言いますが、やはり夜の、子どもらがね、母親、父親が、やっぱりそれを、夜でも診てもらえる、そういう診療所が西郷村にできるんだということであれば、これは絶対、村民の方も賛成できると思いますし、私も正直、ちょっとこれ、最初の経過の中で、給食センターのいろんな絡みから、反対すんだべなというふうに支持者の方から言われてまいりました。

ただ、その中身によっては、これは村のためになることだったら、これは賛成する必要があろうとは思いますが、そのためには、やっぱり説得する材料、今までと同じことで、単なる診療所が西郷村にできたということだけでは、やはりちょっと弱いと思うし、じゃ今まで、現在今、医療に携わっていただいている、ほかの医院なり病院はどうなんだということも出てくると思うんです。

この中に、細かいところに出てくるのかもしれませんが、ちょっとそこまで見ていませんが、まず基本的に、3,000万円近くの補助金を出して、来ていただくとすれば、やっぱり出すだけのものは確約といいますか、そういうものがなくては、村民も納得できないんじゃないかというふうに思うんですよね。

ですから、予算が決まれば要綱がはじめてできるんだというようなこと、今回はじめて勉強になりました。普通、常識で考えると、要綱があつて、この要綱に従って、今回1,250万円を補助したいんだというのが普通の流れかと思つたらば、実はそうじゃないようなので、それはルールで決まっているとすれば、それで結構なんです。が、じゃ、それが決まったとしたときに、これから要綱を新たにつくるとすれば、この今の案ではなくて、やはりもっと細かいところ、先ほど言った、何回も言っている

休日、夜間診療とか、そういうところは絶対外してはいけないし、外してもらっては困ると。外れていたんでは、単なる今までのクリニックと同じだから、賛成はできないというふうにしか、今のところ言いようがありませんので、そのところをぜひ、いや、そこは先生と交渉して、そうしてもらおうようにするというようなことで言っていただけなのかどうか。

ちょっと、副村長からもし、言えないとすれば、村長のほうから答弁いただけますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど、たくさん言われましたけれども、まず、白河市に近いという話、確かに白河市に近いです。ここから行けば10分ぐらいで行ける距離でもありますけれども、やはり周産期からお亡くなりになるまで、やはり医療の充実というのは大変重要なことと思います。

3,000万円が安いか高いかは、これは村民が将来判断することであって、私はここに、小児科医療はぜひ持ってきたいと考えております。

それから、休日に関しては、白河医師会にて今やっております。理想は平日夜間、それは私も理想でありますけれども、そこまでの話は、細かくはしておりません。お話しはしますけれども、この部分については、私自身から、やりますという答えはできませんので、どうかご了承願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 当然、相手あつてのことですから、村長が、やります、やらせませうということは言えないのはわかって、お聞きしているわけでありましてけれども、要は、本当に何回も言いますけれども、3,000万円が高いか安いかと、村長おっしゃいましたけれども、安くはないと思うんですよ。

ただ、2回目の答弁の中で、村長、補助があるのかなのかという、最初、補助はないとおっしゃっていたのを、再確認されたときに、補助を考えていると。少しは設備資金も考えているというふうにおっしゃっているんですね。

今回出てきた1,250万円、そうすると、1,250万円は少しの部類だとすれば、3,000万円もそんなに高いという感覚ではないのかなと思うので、ちょっと私とずれるんですが、やはり村民、金額云々じゃなくて、村民が税金で納めていただいたものですから、やはり金額云々じゃなくて、村民のためにだったらば、やっぱりそこは強く望んでいただいて、補助するかわりに、これはぜひ対応していただきたいと。

議会がそうじゃないと承認してもらえなかったんだというようなこと、これ相手があることですから、当然こちらで答えられないと思いますけれども、やはりそういうものがないと、それだけの、なぜそこにだけ、今度の診療所にだけ、何回も言いますけれども、土地を半分にして、いやそれも、その前の段階で、目的があるところを、あえてそれは別なほうに持って行って、そしてそこに診療所を持ってきて、そこに手厚い補助をして来ていただくと。

もうちょっと言わせてもらおうと、ここに提案の理由も、ちょっと私、わからないんですが、村内の医療充実を図るため、誘致診療所の運営を継続的に行うことができるよということ減額したいんだという課長の答弁もありました。

それで、まず一つあれなの、誘致診療所という言葉を使っているんですが、最初は向こうで西郷村に出たいということからの話であって、企業誘致にこちらから、例えば東京に行って、努力して、企業に来てもらおうという、そういう誘致とは、ちょっと意味が違うんじゃないのかなと。

だから、なおのこと、そうだとすれば、企業誘致なんであれば、うちでこれだけの恩典を準備しますから、ぜひうち、西郷村に来てくださいというんなら、それは誘致企業であり、こういう補助金も当たり前だというふうに思うんですが、最初のスタート、そうじゃなかったはずですよ、説明聞いてますとね。

それは、どこか土地を探しているという話を聞いて、じゃということで案内した、いや、それは来てもらったほうがいいから、それはそれでいいんですけども、ですからそこは、相手、例えば9月には開院したいんだと。そのために急いで、今回出しているんでしょうけれども、何か見ていると、相手のペースに全て、左右されてといひますか、それに合わせて、全てのことが進んでいるようにしか思えないんですよ。

やはりそこは、こっちは補助金なり土地を提供するのであれば、やはりこちらは、どちらかと、村が主導になってもいいんじゃないかと思ひます。やはり村の考え、村としては、こうしていただけるならば補助金も出しますよと、この土地も使っただくように協力しますよというふうに、やっぱりやっていただかないと、村民は、何だということになってしまふんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 先ほど来説明しているとおひ、誘致するお医者さんの言うことばかり聞いているんじゃないかという話であります、白河市のところと西郷村を考えているというふうな情報でした。それで、白河市より、ぜひとも西郷村に誘致したいというふうな思ひで、西郷村に来ていただきたいという話を進めました。

ほかの企業でも同じだと思ひますが、情報で、白河市、決まっているんじゃないよと、西郷村に決めてかかっているという話はあるかもしれませんが、実際は、相手がいたときに、早く、どういふふうな、理由はどうあれ、極端な話は、来ていただきたい、来ていただきたいというふうに営業をかけたほうが、一番いいというふうに私は判断しました。

さらには、医師会の話というふうな形もありますが、やはり西郷村と白河市の医師の機関ですね、先ほど申し上げましたが、医療機関とか在任の医師数というふうな、やっても少ないです、白河医師会で、先ほど夜間診療の話がございました、休日と夜間診療。その当時、先生ともお話ししたときに、白河地域でもやはり医師が不足しているよと。それで、いろいろ割り当ててはくるんだが、白河市中田の小児科医がなくなったり、なくなったの、閉院したりですね。あと、新白河駅の小児科医も閉院したりして、また、白坂近くのお医者さんも結構高齢になってきているということ考

えた場合、医師をこの辺に必要だというふうな意識を持っている医師だったものですか、いろいろ考えた上で、ぜひともというふうに言いました。

それで、夜間、平日、白河医師会で、先ほど要綱の中で、白河医師会に所属していなければ該当しませんよという中で、白河医師会で、平日夜間の小児救急医療を当番医制度で白河厚生病院救急外来診療所の実施、また、休日の小児救急診療を当番医制度で、各診療期間に持ち回りで実施しております。ただ、村内では、当番医制度に対応している医療機関がないというようなこともあります。ですから、白河医師会のほうに入っていただいてもらうというふうな条件もつけております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 今、医師会の話も出ましたけれども、当然これは医師会とか、厚生病院、からだの学校とかでお世話になってますし、また既存の医院等もあります。

それらのところとの協議はされているんですかね。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 医師会の了承は得ていると聞いております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 副村長が聞いているということは、課長が確認しているのかな。

課長、間違いはないですか。医師会は了承しているの。（不規則発言あり）医師会に入る。（不規則発言あり）それ、根本先生が入るとい。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 挙手して（不規則発言あり）健康推進課、ちょっと（不規則発言あり）挙手して……

○8番（真船正晃君） すみません、課長、ごめんなさい、相対で話して、議長、すみません。

それと、ちなみに、先生の名前がわかるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 8番真船議員の質疑にお答えをいたします。

今回誘致をしています医療機関につきましては、ねもとクリニックの先生が経営をされている健恵会という医療法人になりますので、今回来られる先生は、その職員というふうになります。

健恵会自体が白河医師会に加入しておりますので、当然この要綱にも合致をしているし、当然、我々としては、平日夜間の救急等の当番医制を西郷村のクリニックでも引き受けてもらえるというふうに認識しております。（不規則発言あり）

○8番（真船正晃君） まだ決まっていないことかもしれません……

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 失礼しました。8番。

決まっていないことかもしれませんので、じゃ、それは結構ですが、若い先生で、そうすると、その先生が白河医師会に入って、当番制には参加、従事するということということですね。

じゃ、その部分はわかりましたが、希望は、あくまでもやっぱり、常に夜間も対応していただけるように、ここに住んでいただいて対応していただける、そういう対応、交渉をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、この要綱の中で、ちょっと気になる場所があったのは、交付対象者のところで、市の要綱ですと、白河市暴力団排除条例で、暴力団員でないことというようなことが入ったり、当然これは市民、市内に住所を有する方が対象者ということで限定していますので、市税の滞納がないかという部分と、市内に住所を有する、この3つが市には入っております。

これがそのまま村に当てはめられるかどうかは別として、やはりその辺の、例えば暴力団関係が云々というようなこと、こういうものも、やっぱり検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。

そして、奨励金の出す項目で、うちは設備になってはいますが、周産期から終末期までと村長がおっしゃるのであれば、やはり在宅療養支援診療所を開業した場合ということで、白河市は200万円を限度に出せるようになってはいます。こちらも、子どもだけではなくて、本当に終末期までのことを村長がお考えであるのであれば、これも検討すべきではないかというふうに思います。

それから、白河市は1人1回限りというふうになっていたと思うんですが、この縛りがちょっと見当たらなかったの、西郷村の今の考えでは、1人何回でもいいのかというふうにとられるんですが、これなんかも、ちょっと検討すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、暴力団等の縛りにつきましては、白河市の要綱のほうには、ご指摘のとおり、白河市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことというような規定になっております。

西郷村においては、要綱案をつくる際に、いろいろ検討させていただいたんですけども、まず、医療法に規定する医師もしくは医療法人の免許を持っている方というふう限定していますので、暴力団はそこで排除できるのかなというふうに考えました。

また、在宅診療につきましては、例えば白河市の在宅診療をやっている先生だと、大体開業して、施設を持っている方が、全員持っていらっしゃるものですから、通常のこの要綱の施設の整備と医療機器等の購入に対する助成ということで、在宅診療の先生の誘致にもつながれるのかなというふうに思っております。

また、白河市の場合は1回縛りで、交付期間1回につきというふうな規定になっているんですけども、西郷村の場合は基本的、白河市の場合は、まず小児診療、あと在宅診療につきましても、奨励金という形をとっています。要は、その医師の方が、そのお金を自由に使える奨励金という形をとっていますので、逆に西郷村の場合は、あくまで施設、あと設備を購入または建物を建てた場合と、その施設購入に対する助

成というふうになっていますので、まず補助の要綱のつくりがちよっと、若干相違があるということです。

西郷村の場合は、じゃ何回もできるのかということなんですけれども、要綱の案の第3条のほうに、村内において医療施設を新規に開設する医師、あと既存医療施設の増改築、あと村民の健康増進に資する新たな医療行為に伴う医療機器の購入というふうな縛りをかけております。

要は、新規じゃない場合は、例えば既存の西郷村の医療機関、診療所が、例えば、新たな診療科目を設けて、診療施設を増改築した場合、あと新たな、何といたらいいんですかね、新しい医療機器を導入をして、例えば胃カメラを持っていない医療機関が胃カメラを導入して、内視鏡の医療に力を入れるというような場合については認めるというような限定をしております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 新規だけではないということは理解いたしました。

中身で見ていきまして、細かいところ、これはよく、つくるときにあれでしょうけれども、白河市は確認書類として、医療法第8条の規定による県知事に対する開設届出書の写しをというふうになっているようです。これら、ちょっと表現が違うのかもしれないかもしれませんが、ここ、ちょっと気になりましたので、あとで確認をしておいていただきたいというふうに思います。

8条ですね、第8条の補助金の概算払いをすることができるというふうになっています。この概算払いができるようにする意味は何なんでしょうか、お聞かせください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回制定をする予定の要綱案につきましては、施設の診療所等の病院施設の建設に係る補助金ということになりますので、契約から、実際に完成、着工から完成まで、期間が相当期間必要になってくると。そういった場合に、建設をする業者さんのほうが資材等の支払いに滞った場合に、それは契約上まずいだろうということで、一部概算払いで補助金も支払いができるというような規定にしております。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 普通の建て主とかでしたら、大工さんも、ちょっと中間払いしてもらわないと、最後までつけれないとかということあり得るかもしれませんが、お医者さんが新しくなり増改築する、なのに、当然金融機関だって、お医者さんとなれば見方は違うと思うんですよね。だから、あえて、白河市にはその規定はありませんけれども、あえて概算払いまで、そこまで至れり尽くせりの必要があるのかと。

というのは、この概算払いの部分がないければ、今回の補正に上げる必要ないんじゃないかと思うんですよ。来年9月開院したいという、相手の思いのとおりには事が進んだとしても。なぜ今回、補正予算にまで補助金が出てくるのかなというのが疑問だったんですよね。

ここで概算払いがなければ、普通ですと、完成して、そして、完成の報告なりしながら、補助金を支払いするという形のが普通だと思うんですけども、お医者さんに概算払い、金あるのにそんなことしてもらわなくていいなんて怒られないかなんて、逆に思って心配したりするんですが、概算払いまでの必要性ってあるんですかね。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えをします。

まず、この8条の規定なんですけれども、村長は前条の規定により、補助金の交付を決定した場合において、特に必要があると認めたときには、前条の規定により補助金の交付を受けた者の請求により概算払いをすることができるという規定で、概算払いをしなければならないという規定ではございません。

ですので、補助申請者のほうから概算払請求書、概算払いの様式により事業の請求書がきたときに、当然理由を付した上で請求書がきますので、その時点で村長が、これは適正だと、この概算払いをするのに適当な理由があつて、これは事業執行上必要だと認めた場合に限り、概算払いができるというような要綱になっておりますので、ご理解いただければと思います。

また、予算との絡みなんですけれども、基本的には、第5条の交付、西郷村の医療施設整備の補助金交付の内示通知を出した時点で、村としては債務が発生しますので、この時点で予算措置がないと、内示、その後の交付決定通知も出せないというふうになりますので、今回12月補正で、予算のご承認の案を提出をさせていただいたということになります。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 概算払いのことですが、これ、要綱に入れてあるから、じゃ申請書、こういう要綱になるなら申請書出してというふうになるんであつて、別にこれがなければ、そんな余計な心配なくていいんじゃないのかなと思うんですけどもね。

でも、白河市はあくまでも、できてから1年までの間に申請といいますか、請求をするというような形になっているようですね。奨励金の交付の申請は、小児科診療等の新規開業日から起算して1年を経過する日までの間に行わなければならないというようなことで、500万円であっても、そのような内容でなっているわけでありまして、今回、西郷村で考えているところは、本当に至れり尽くせりということで、これ、何の先生とも話はしていないというお話だったので、その話は信じるとしますと、いや、こんなにしていただけるんですかと、かえって恐縮されちゃうんじゃないのかなというふうに思うぐらい、細かいご配慮をいただいているなというふうに思います。

そこまで本当に必要なのか。でも、やるからには、先ほど何回も言いましたように、当番医に入るから今度はいいいんだじゃなくて、いつでも夜間診療ができる体制になるんだよといえるような、そういう交渉を、やっぱりやっていただきたいなど。それだけのお金をかけてやるのであれば、ぜひそこはお願いしたいというふうに思います。

それからあと、要綱関係ですね。先ほど何点か気がついたところを申し上げました

けれども、再度見直しをしていただく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

本当に細かく配慮されているというふうには思いますが、あまり配慮し過ぎているところはどうなんだべというふうに、ちょっと考えるところがございますので、ぜひひとつ、中身、これから、例えば、83号が承認されて、補正予算が決定するとすれば、それから、この82号とあわせてつくるということになるんだと思いますけれども、その中身はきちんと再検討していただいた内容で要綱をつくっていただきたいというふうに思います。

その部分について再検討していただいて、先ほど申し上げた平日夜間診療、この部分について、もう一度、ひとつお聞かせください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今言われました要綱のことについては、これから発議されますので、その中で十分精査していきたいと思えます。

夜間については、お話ししますけれども、ここでは確約できないので、なるべくお願いするという気持ちがあるものですから、その辺は理解していただきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 8番真船正晃君。

○8番（真船正晃君） 答えにくいのは、何回聞いたって同じでありますけれども、それが村民への一番の説得材料だと思うんですね。3,000万円の補助金を出すけれども、こういうふうに村に診療所ができて、変わりますよと。安心して病気にしてくださいではありませんけれども、万が一のときにも、子どもさんが急に熱出しても、それを診ていただける、そういう診療所ができるんですよというような形になるように、ぜひやっていただくことが、私としては、例えば、賛成するとすれば、その条件ということになりますし、村民の方もそれが一番求めていることだと思います。

例えば、最後1点だけなんですけど、これ、約3,000万円の補助金があるわけですが、一般質問でさせていただいた住宅用の火災警報機、これ、大体2,000円か3,000円ぐらいらしいですけれども、3,000万円あると1万個買えるんですね。だから、一番は、高齢者ひとり住宅とか、あるいは障がい者の方のお宅には無料でということをお申し上げしましたが、何ぼでもその辺のやつもできるはずですよ。

そういうものが、前向きに検討していただいていると思えますけれども、やはり生きた3,000万円をぜひ、いい要綱をつくっていただいて、村民が喜んでいただける中身でやっていただくことをお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午後2時20分まで休憩とします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後２時２０分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第８２号に対する質疑を許します。

１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） １１番。

議案第８２号「財産の減額貸付について」、質疑いたします。

そもそも拠点づくり計画は、当初は防災を基軸にした土地利用を進めていたと私は認識しております。いつの間にか防災という概念が変化したようで、いつ方向を変えたのか、まず最初に、先ほど１２番議員の上田議員と８番真船議員が、説明の中にも少し関連していますけれども、村長のお考えを伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員の質疑にお答えいたします。

学校給食センターは昭和５３年３月に完成しまして、以来４１年経過しまして、非常に老朽化しているということと、あと、作業においても支障を来しているということとを前提に、給食センターの改築ということを考えておりました。

改築するに当たり、事業をやるについては、補助事業を模索していたところ、たまたま防衛省のまちづくり交付金事業というのがありまして、それによると、補助率が結構いいということと、あとは、給食センターを防災という位置付けのもと、防災と自衛隊の協働のまちづくりということで、それで模索していきまして、私も何度か陳情したところであります。

今年の７月におきまして、防衛省から正式というか、東北防衛局のほうから部長が見えまして、現在のところ、雪割橋の予算がいっぱいであり、雪割橋完成後に防災食育センターということをご提案してくださいということでありました。

雪割橋については、令和３年から４年にかかりますから、それから手を挙げたとしても、基本計画から実施設計、そして工事となりますと、早くとも給食の再開が令和７年以降になるということで、前、一般質問から、イの一番に給食センターを完成させろということを受けまして、そういうことがありまして、防災から、それでは防災の補助が、ちょっと見通しがはっきりしないということで、普通の給食センターという意向でありました。

それに伴い、じゃ防災はどうなるのかということで、今議会の中でいろいろありましたけれども、庁舎建設に当たり、あらゆる災害対策の防災拠点として位置付けしようという考えでありまして、議会の中身も含めて、防災機能、あらゆる面での、議員の皆様と相談しながら進めるということで、今日まできたわけでありまして。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） １１番。

学校給食センターの建てかえが急務であると、議会も共通認識していた場所なんですけれども、今協議して、説明したというけれども、ちょっと説明が、我々に対しては説明が不十分で、ちょっとわからないということで、こういう今日までに挙げた

経緯なんですけれども、もうちょっときめ細かく、そこら辺を説明すれば、すんなりいくんではないかと思えますけれども、変わった経緯も、どういう形でいつ変更したというのは、先ほどのではちょっと理解できませんので、もう一度説明をお願いします。

給食センターという今、いろいろ、その雪割橋の防衛省のというのはわかります。それでなく、防災拠点から今度、私も診療所に関しては100%喜んでいますが、ただ、変更の場所がどうなのかなということで、私らには理解しがたいということで質疑したわけなんですけれども、そこら辺、もう1回お願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほど来お話ししましたように、説明不足というのは本当に申しわけなかったと思えます。それも、急遽そういうこと、小児科診療所の誘致ということで、そういうことになりました。

それから、場所の変更ですか。（不規則発言あり）防災食育センターから給食センターということの変更でありますけれども、防衛省の予算の確保が難しいという判断のもと、その防災にかかわるものについては、庁舎において、しっかり整えたいという考えで変更したわけであります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

防災はわかるんですけれども、防災食育センターを診療所に貸すような方向で、今進んでいるでしょう。わからない、言っていること。（不規則発言あり）その説明が変わった理由が説明なされないで、今現在まできているんじゃないですかということなんです。まだわからない。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど副村長が説明したように、最初からそこありきで説明してきたわけではないんです。最終的に、8月10日に先生がこちらに見えて、この場所については、防災食育センターがあるという場所ですね、それについては、ここのほうがいいですねということの希望があったものですから、急遽そこに小児科の誘致ということになったわけであります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

それでは、学校給食センターを建てかえる時期だということで、その建てかえる優先順位でも、学校給食センターは、真っ先にこれからやらなければならないという考えで話して説明したわけではないんですか。それが給食センター後回しみたいな形で、医療の今、診療所を持ってくるということで。

そもそも私らの、審議会にも私も行きましたけれども、その中の構想とずれているんじゃないですかということなんです。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 給食センターにつきましては、今年度予算を持ってまして、議

会後に測量設計から入りまして、基本設計、実施設計、そして、理想的に言えば、令和4年度には給食センターとしての供用開始をしたいと考えております。ですから、給食センターは、すぐにでも着手するという方向で考えております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 村長、順序が逆じゃないですかと言っているの。

今、説明の中でわかりました、給食センターはね、これからのやつ、やると。なぜ、そして、給食センターの話ししないで、センターというの、東京にしごう会では決まったような話で、医療、診療所が来るということで、また、議会ではからないのに来るようになって、決定でしょう、これ。そういう言葉発しているんですよ。もう1回言う。

村長は東京にしごう会の中で、診療所来ますという発言していますね。（不規則発言あり）給食センターの挨拶ならわかるんですけども、そういう決定もなされていないやつ、言っていないべきかなと、私はちょっとね。どうなんですかと。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 確かに東京にしごう会で、小児科が来るという話はしました。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

議会にはかって決まってからでしょう、それは、村長。ちょっと早とちりというか、私にすればね。それはそれで、村長の考えで、通るということで判断しているんだから、かまわないですけども。

それでは、先ほど真船議員からもろもろ言って、大分質疑するわけだったんですけども、大分聞かれたもんで、内容的な。

それでは、別な観点から、貸し付け開始期間を令和2年3月1日から令和32年2月28日までの30年間とした理由を説明願います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） 矢吹議員の質疑にお答えいたします。

減額貸し付け期間がなぜ30年なのか、また、貸し付け開始がなぜ3月からなのかというご質疑でございますが、30年という期間につきましては、長期にわたり診療所を運営し、地域医療に貢献していただきたいということと、木造建築物の耐用年数を考慮いたしまして、30年の減額貸し付け期間としております。

また、3月からの貸し付けにつきましては、村としても、なるべく早く開業していただきたいという考えで、最短のスケジュールで3月からの貸し付けとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今、木造ですからということで、30年ということで、今、課長答弁ありましたけれども、20年でも40年でもだめなんですか、どちらかでも。どこを基準にして

30年と。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

20年でも40年でもいいんですが、（不規則答弁あり）一応木造建築物ですので、（不規則発言あり）そうですね、その場合は、また別な考えになったかと思えます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） だから、その30年という、木造にするんだか、鉄筋コンクリートなら40年とかありますね。だから、40年でも20年でも、30年とした根拠を示してくださいということで聞いているんですけども。建築法で最低というのにしたんだか、それとも最高にしたんだか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今回の診療所につきましては、木造で建築するというお話でございますので、30年という設定でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 堂々めぐりになりますから、木造ということで30年ということ、私はちょっとわかりませんが。

それでは、別な方向でお聞きします。

今回診療する根本先生ほか理事がいますね、あと監事1人と。この根本グループは、あれ親子関係なんですか。ちょっとわからない。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 理事の家族関係はちょっと、まだ聞いておりません。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番ね。

理事長に関しては、47歳ということいいんですね。47年生まれと言ったね。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） お答えいたします。

根本先生は、今回来る先生の先輩と聞いておりますので、根本先生自体は49歳か50歳だと思います。ちょっと今、根本先生自体は49歳か50歳だと思います。

今度来る先生につきましては、先ほど答弁しましたように、昭和47年8月の生まれという形で聞いております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 根本先生はわかるんですけども、理事2人、根本千恵子さんか、あとは理事の根本成子さん、これは娘さんだか奥さんなんだかわからないし、あと監事は佐藤先生、住所としても、どこにあるんだかも、年齢がわからなくて、ちょっとわからないですか、それ。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 申しわけありません。わかりません。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 議長、大事な件ですので、ちょっと時間とって。明らかに一緒に住んでいるんだから、ついでだから聞きますけれども、年齢と同居しているんだか、住所違うんだか、ほかの先生方のね。お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。副村長が30分の休憩時間が、調べる時間が欲しいということでございますので、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時39分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開します。

（午後3時10分）

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁を求めます。

副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 先ほどの定款の中の理事の話なんですが、先生に確認しております。診療中につき、先ほど電話が入ったばかりです。本会議に入ってしまったので、調整のために、3時半まで時間をいただきたいと思うんですが。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時10分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時30分）

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁を求めます。

副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 先ほど連絡をとりまして、返答いただきました。

脇で診療中のこともあり、子どもが泣いていることもありまして、正確に聞き取ることができませんでした。後で聞き取りいたしまして、提示させていただきたいと思えます。ご了承ください。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今、副村長から答弁ありましたとおり、後から追ってということで、ちょっと時間を要するというので、それは理解しました。なかなか、後の議案がありますので、議案第82号に対しては質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 続いて、日程第……失礼しました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午後4時まで休憩いたします。

（午後3時32分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後 3 時 3 2 分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま議運長から、議事調整のため、午後 4 時まで休憩いたします。

（午後 3 時 3 2 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後 4 時 0 0 分）

◎会議時間延長の議決

○議長（真船正康君） まずはじめに、本日の会議は午後 5 時までとなっております。

ここで、午後 6 時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後 6 時まで延長いたします。

休憩中に執行部と話し合いました。議案第 8 2 号について、もう少し説明をしたいと申し出がありましたので、午後 5 時まで休憩をいたし、その時間を全員協議会を開催したいと思います。いかがでしょうか。一旦休憩の中で全員協議会を開きたいと思えます。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 異議なしという言葉がありましたので、それでは、これより午後 5 時まで休憩いたします。

（午後 4 時 0 1 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後 5 時 0 0 分）

◎議案第 8 2 号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（真船正康君） ただいまは矢吹議員の質疑中でございます。（不規則発言あり）よろしいですか。（不規則発言あり）

それでは、続いて、議案第 8 2 号に対する皆さんの質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 2 号「財産の減額貸付について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第12、議案第83号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第83号「令和元年度西郷村一般会計補正予算(第4号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号～議案第86号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第13、議案第84号から日程第15、議案第86号までの3件について、一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより一括して採決を行います。

本3議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第84号から議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件

○議長(真船正康君) 続いて、日程第16「西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件」であります。委員長の報告を求めます。

西郷村議会改革検討特別委員会委員長、上田秀人君。

○西郷村議会改革検討特別委員会委員長(上田秀人君) 西郷村議会改革検討特別委員会の報告をさせていただきます。

この間、4回ほど幹事会を行いまして、並びに、委員会については2回ほど開催を

いたしました。中間報告といたしましては、当面の改革取り組み案としまして、4案について、委員の方から意見をいただいて、今、中間報告をまとめているという、議長に対しての報告書をまとめているという状況でございます。

並びに、前期の第34期の議会運営委員会からの申し送りについての、その他も含めての5案について、前回、各委員から意見を求めて、その意見を集約をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 西郷村議会改革検討特別委員会委員長の報告が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第17「請願・陳情に対する委員長報告」であります。

請願第5号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長（鈴木 修君） 3番。

文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願第5号につきましては、12月5日、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第5号「県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（真船正康君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第5号「県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することと決定いたしました。

次に、陳情第3号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長（河西美次君） 5番河西です。

産業建設常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました陳情第3号につきましては、12月5日、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第3号「看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（真船正康君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号「看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午後5時10分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後5時11分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（発議第8号及び発議第9号）

○議長（真船正康君） それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第17の次に追加日程第1、発議第8号、追加日程第2、発議第9号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎発議第8号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 追加日程第1、発議第8号「県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書の提出について」を議題といたします。

ただいま日程に追加されました発議第8号は、先ほど採択されました請願第5号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認め、趣旨説明を省略いたします。

質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第8号「県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、追加日程第2、発議第9号「看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について」を議題といたします。

発議第9号は、先ほど採択されました陳情第3号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認め、趣旨説明を省略いたします。

質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第9号「看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める

意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(真船正康君) 続いて、日程第18「議員派遣の件」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中における継続調査の結果について

○議長(真船正康君) 続いて、日程第19「各委員会の閉会中における継続調査の結果について」であります。各委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、君島栄一君。

○議会運営委員会委員長(君島栄一君) 4番、議会運営委員長。

閉会中における継続審査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、第4回定例会に係る会期、議事日程と諮問事項等について審議いたしました。内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(真船正康君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、松田隆志君。

○総務常任委員会委員長(松田隆志君) 6番、総務常任委員会委員長、松田でございます。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、11月11日から13日の3日間において、全員参加のもと、大分県速見郡日出町に、自立のまちづくりと住民ニーズを把握する議会活動の取り組みについて、今後の議会活動に資することを目的として、所掌事務調査を実施しました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(真船正康君) 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長(河西美次君) 5番、産業建設常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会は、11月13日から15日の3日間において、全員出席のもと、愛知県知多郡阿久比町役場庁舎及び愛知県豊田市道の駅どんぐりの里いなぶを視察し、役場庁舎と総合文化整備と農業振興と観光物産を調査し、今後の議会活動に資することを目的として、所管事務調査を実施してまいりました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所管事務調査報告書のとおりになっております。

以上、報告を終わります。

○議長（真船正康君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

続いて、文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長（鈴木 修君） 3番、文教厚生常任委員会委員長、鈴木でございます。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会は、学校教育に関する所管事務調査のため、10月29日に村内小学校5校を訪問し、現状と課題について調査いたしました。また、11月18日から20日の3日間において、全員参加のもと、鹿児島県曾於郡大崎町及び鹿屋市を視察しまして、環境行政並びに空き家対策等について、今後の議会活動に資することを目的として、所管事務調査を実施いたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所管事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長（真船正康君） 各常任委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正康君） 次に、日程第20から日程第24までの「各委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 7番、議事進行でございます。

冒頭に、今日の議会始まる、議事に始まる、議案に始まる前に秋山議員が、8議案を取り消した、前回ですね、取り消したことについて、議長に、聞いておるかという声を、質問をしましたところ、議長は聞いていないと、そうお答えになりました。

私は、前回8議案を取り消されて、それで、議長が執行部に対して、どうするんだと、そういうお話しなさらなかったのかということと、もう一つは、執行部の誠意というか真面目さがない。あれだけ取り消されて、今回一言も何も言わないで、これで終わりというのは、これは年越せないと思うんですね。

その辺のことをちゃんと説明いただくか、何でしなかったのか、その辺ぐらいの説明はあってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午後5時22分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後5時23分）

○議長（真船正康君） 整理をいたします。村長に説明をお願いいたします。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 冒頭に議員から言われまして、今も質問ありました。

今後、今調整中でありまして、調整がつきましたら提案したいと思いますので、どうかご理解を賜りたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） これで本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正康君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正康君） これをもちまして、令和元年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後5時24分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月16日

西郷村議会 議長 真船 正 康

署名議員 鈴木 修

署名議員 君島 栄 一